

まくべつ

第 49 号

平成 29 年 2 月発行

農業委員会だより



町長へ意見書提出

12月7日に谷内会長、田邊会長職務代理者、國枝農政部長から飯田町長へ「農業政策等に関する意見書」を提出し、国並びに北海道に対して働き掛けの要請を行いました。

紙面あない

農業政策等に関する意見書提出	2P
農業委員会委員の募集案内	3P
農地賃借料情報・農地移動状況	4P
農業者年金に加入しましょう	5P
農業委員研修報告・中間管理事業の借受け申出	6P
家族経営協定について	7P
収入保険について・各種申請	8P

編集・発行

幕別町農業委員会

幕別町本町 130 番地 1

TEL 0155-54-6625

忠類支局

幕別町忠類錦町 439 番地 1

TEL 01558-8-2111

農業政策等に関する意見書を提出

農業委員会は、農業に関する当面の重要課題に加え、農地・担い手に係る諸問題に対し検討を行い、農業者の代表として農業者の声を行政に反映するため、12月7日に谷内会長、田邊会長職務代理者、國枝農政部会長から飯田町長へ意見書を提出し、国並びに北海道に対して働き掛けの要請を行いました。

1 農業被害に対する支援について

8月に発生した台風によって、本町の農業はこれまでにない甚大な被害を受け、被災農地の復旧と生産力の回復に向けた取り組みが必要となっている。このことから、猿別水門については、操作遅延の原因究明と今後の対策についての住民への説明、排水機場の早期設置、また町内河川については、基盤整備事業と並行した流下能力の向上を図る施策の早期実現を国や道に働きかけを行い、さらに、町独自の施策として、農地の排水性向上対策や被災された農業施設、農機具の復旧対策など、今後の農業者の不安を解消し、次年度以降の耕作と営農に希望が見える事業予算の確保と、被災者の負担を軽減する措置を求める。

2 地域の実態に即した担い手への農地集積の推進及び農家戸数減少への取り組みについて

平成26年から農地集積、耕作放棄地の解消を目的として導入された農地中間管理事業は、賃貸借を対象として、出し手に対する協力金制度が手当てされる制度であるが、農業経営のコスト削減や農地の地力を高める投資を促進するためにも、担い手農業者の農地所有は重要であり、農地の所有権移転を促進する施策拡充を早急に行うことが必要であることから、農地中間管理機構の特例事業となった農地売買等事業も機構集積協力金の対象とすることや、譲渡所得税の特別控除額の引き上げ及び控除が連年受けられるよう明文化するなど農地の所有権移転を促す施策を講じること。また、本町において、近年は農家戸数の減少が激しいことから、町内関係団体と連携し、後継者対策や新規就農者への支援など、町独自の施策に取り組むことを求める。

3 農業基盤整備事業予算の確保について

農業の生産性向上や品質の高い農畜産物の生産、食料自給率の向上にとって、基盤整備事業の推進は不可欠であることから、基盤整備事業に対する予算の継続的な確保と、受益者負担の軽減に配慮するとともに、離農跡地の廃屋等の撤去や山林・原野などの非農地の農地化に対する支援制度を創設すること。また、農業機械のICT（情報通信技術）の導入は、農作業の省力化や高度な精度が求められる作業での活用が見込まれることから、ICTを活用した生産力の強化の実現に積極的に取り組むことを求める。

4 有害鳥獣の駆除対策について

エゾシカ、キツネなどの有害鳥獣による農業被害は、本町においても平成27年度で被害額が約3,700万円、被害面積は38.4haに達している。平成25年度から3年間の「鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業」が始まり、ハンターが意欲を持って駆除に取り組める環境となったが、今後は「鳥獣被害防止総合対策交付金」の必要予算の確保と期間の延長、並びにハンターの育成・確保のための規制緩和など駆除に取り組める環境整備に努めることを求める。

5 TPP並びにFTA/EPAについて

TPP並びに日中韓FTAやEUとのEPA交渉など大型の経済連携交渉が相次ぐ中、農産物の市場開放をめぐるなお厳しい状況となることが見込まれることから、主要農畜産物である小麦、牛肉、乳製品、砂糖、雑豆等の重要品目を関税撤廃の対象から除外するなど「食糧・農業・農村基本計画」における「食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内産業・農村の振興などを損なわないことを基本に取り組む」との従来方針を堅持するとともに、万全な国内対策を講じることを求める。

6 農業委員会関係予算の確保について

担い手への農地集積、遊休農地の発生防止・解消や新規参入の促進を図り、農地等の利用の効率化及び高度化の促進を推進するため、農業委員会交付金、機構集積協力金等の農業委員会関係予算を十分に確保することを求める。

幕別町農業委員会委員の募集案内

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会の委員（以下「農業委員」といいます。）の選出方法が、これまでの選挙制及び選任制から、町長による任命制に変更されたことに伴い、農業委員を募集します。

主な業務 ○ 農地の売買・貸借など権利移動や転用に係る審査・許可（農地の現地調査、総会審議）
○ 遊休農地対策（農地パトロール、農地所有者への面談）
○ 農地に関する相談・調整
○ 農政に対する意見、要望を踏まえた意見書の提出、要請活動

委員の資格 農業に関する識見を有し、幕別町における農地等の利用の最適化の推進に関する事項等の職務を適切に行うことができる方。

ただし、次のいずれかに該当する方は応募できません・

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることができなくなるまでの者

募集人数 24人

※法令により、認定農業者等が農業委員の過半数を占めること、農業者以外の方（中立委員）を1人以上含めること、若い方・女性を積極的に登用すること等の規定があります。

任期 平成29年7月20日～平成32年7月19日（3年間）

月額報酬 37,500円 ※所得税を源泉徴収後に支給となります。
（交通費については距離に応じて支給）

応募方法 次の3通りの応募方法があります。

- 【推薦による方法】 ① 1名以上の個人からの推薦
② 1つ以上の法人又は団体からの推薦
- 【一般募集による方法】 ③ 自ら応募（立候補）

募集期間 平成29年3月1日（水）～平成29年3月28日（火）土日祝日を除く
8：45～17：30 ※申込書を郵送の場合は、3月28日（火）必着

提出書類 期間中は幕別町ホームページからダウンロードできるほか、経済部農林課、札内支所、忠類総合支所経済建設課、糠内支所に備えております。
※提出先に持参又は郵送にてご提出ください。

提出先 【持参】 経済部農林課、忠類総合支所経済建設課、札内支所、糠内出張所
【郵送】 089-0692 幕別町本町130-1 幕別町役場 農林課農政係

問い合わせ 経済部農林課農政係（54-6605）

農地賃借料情報

農業委員会では、農地法第52条の規定により農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域の実勢を踏まえた賃借料情報の提供することとされております。



平成28年1月から12月までに、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定された賃借料及び農地法3条許可により設定された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっています。

なお、平均額の2倍以上の借地料により、周辺農家の借賃が著しく引き上げをもたらす恐れがある権利取得の場合は、農業委員会は指導を行うこととなっておりますのでご注意ください。

1 畑（普通畑）の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区（低台）	9,800円	15,600円	5,000円	222
幕別地区（高台）	7,200円	12,000円	3,000円	257
忠類地区	3,700円	5,000円	3,000円	20

2 畑（牧草畑）の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区（低台）	5,100円	7,700円	4,000円	※ 0
幕別地区（高台）	4,500円	5,000円	4,000円	8
忠類地区	3,100円	3,500円	2,500円	56

○幕別地区の低台地区は、新川の一部、明野北、明野南の一部、軍岡の一部、相川、相川東・北・南・西、猿別の一部、千住1・2・東、稲士別の一部、依田、西和、途別、幕別・札内市街地も含む。

○幕別地区の高台地区は、上記地区と忠類地区を除いた地区。

※「2 畑(牧草畑)の部 幕別地区(低台)」については、平成28年中の賃貸借の実例が1件のため、個人の特定につながる恐れがあるため、平成23年の賃借料を記載しています。（平成24～27年は案件なし）

平成28年(1月～12月)農地移動状況

区分	項目	平成28年		平成27年		前年差		
		件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	
農地法 第3条	所有権の移転	売 買	22	79.77	8	52.14	14	27.63
		贈 与	12	147.30	9	141.18	3	6.12
	賃借権の設定	賃 貸 借	43	225.54	28	146.60	15	78.94
	使用賃借権 の設定	使用賃借	5	137.42	7	129.66	△2	7.76
		経営移譲	8	209.50	10	29.89	△2	179.61
農地保有合理化促進事業(道公社)	買 入	8	102.23	15	127.34	△7	△25.11	
	売 渡	16	125.70	20	236.64	△4	110.94	
農用地利用 集積計画	所有権移転	7	42.85	49	429.66	△42	△386.81	
	利用権設定	賃 貸 借	130	543.19	136	719.01	△6	△175.82

農業者年金に 加入しましょう

あなたの老後生活への備えは十分ですか？
年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**で！

政策支援加入で、保険料の国庫補助が受けられます

保険料は全額が社会保険料控除され節税になります

確定拠出型のため安心な年金制度となっています

ライフステージに応じて保険料を変更することができます

農業者年金受給者のみなさんへ

◇現況届は忘れずに提出を！

現況届けは年金受給者の方が年金を受給する資格があるか否かについて毎年6月に確認するものです。現況届けを提出しないと、提出されるまでの年金が差し止められることとなります。現況届けの用紙は毎年5月末に農業者年金基金から受給者に送付されます。必ず期限（6月1日から6月30日まで）内に農業委員会へ提出してください。

経営移譲年金や特例付加年金を受給されている方については、農地の移動や農業経営に関する各種の名義が後継者などのきちんと変更されているかを農業委員会で確認することになっています。経営移譲後に、認定農業者として認定を受けたり、所得安定対策等交付金などの諸名義を保持していた場合、経営再開とみなされ、支給済年金の返還になることがありますので、ご注意ください。

◇受給者の住所変更や死亡の際には

引越などにより住所が変わった場合や年金を受け取る金融機関を変更する場合は、農業委員会またはJAに相談してください。受給者がお亡くなりになった場合は、遺族の方が速やかに死亡届をJAに提出してください。

◆農業委員研修報告◆

「十勝農業委員会連合講演会・地区別農業委員等研修会」

11月16日に帯広市において「農業委員会活動強化研修会」が開催され、本町からは、委員15名が出席しました。

講演会では帯広畜産大学仙北谷教授による「農業雇用と経営継承」と題し、雇用農業就農者が経営者となる制度が整備されているニュージーランドの例を参考に、農業の担い手確保の課題についての講演の後、北海道農業会議乾次長による、TPP協定と国内農業をめぐる情勢についての報告や、農業委員会法の改正に伴う農業委員等の任命について、また台風被害への農業会議の対応などについて説明が行われました。

「南十勝農業委員等研修会」

2月2日から3日の2日間にわたり幕別町を会場に南十勝農業委員会連絡協議会主催による「南十勝農業委員等研修会」が開催され、本町から委員22名が出席しました。

当番町村である幕別町農業委員

会谷内会長、来賓の十勝農業委員会連合会中谷会長のあいさつの後、北海道農協連中央会飛田会長より「十勝農業を取り巻く環境と食料問題を考える」と題した講演の後、北海道農業会議農業者年金相談指導員橋本正雄氏から「農業委員が知っておきたい経営移譲の留意点」の講演が行われました。翌日は、十勝総合振興局産業振興部農務課勝藤課長から「農業関係補助事業について」の説明がなされ、2日間に渡る研修が行われました。

幕別町農業振興公社より

農地中間管理事業の借受け希望申し出について

農地中間管理事業とは、「農地中間管理機構（北海道農業公社）」が、耕作地を貸したい農業者（出し手）から長期に借り入れ、規模拡大や新規参入を希望する担い手（受け手）への農用地の集積・集約化を進める事業です。

- ◆借受け希望申出書の提出期間は、原則として毎年5月中と9月中の年2回です。
- ◆借受け希望申出書が提出されていない場合や提出後の有効期間が切れてしまった場合、また、借受け希望地域として申し出をしていなかった場合は、貸付地が出たとしても借受けを希望することができませんのでご注意ください。
- ◆借受け希望申出書の有効期間は募集の締切日（5月末と9月末）から5年間です。なお、期間満了前には幕別町農業振興公社から更新のお知らせをいたします。
- ◆申し出内容は、農地中間管理機構ホームページ等での公表に同意していただきます。
- ◆同事業による貸借では、出し手、受け手それぞれから貸借料の1%（消費税別途）が手数料として農地中間管理機構に徴収されます。

※ご不明な点は、（公財）幕別町農業振興公社（電話0155-57-2711）に問い合わせください。

農業者年金相談会



農業委員会及び農業者年金協議会主催による農業者年金相談会が昨年12月1日に各農協の協力のもとで開催されました。

相談会では、北海道農業会議から農業者年金相談指導員の橋本正雄氏を講師にお招きし、年金制度の概要や基礎知識、経営移譲や受給方法などについて説明を受けました。

説明会終了後は個別相談会が開かれ、年金支給額の確認や経営移譲に伴う農地の処分方法・時期などについて相談されていきました。

家族経営協定を見直してみませんか

家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、経営方針や役割分担など、家族みんなが働きやすい就業環境を十分な話し合いに基づいて取り決める家族経営のルールです。農業者年金保険料の助成が受けられるなどのメリットもあり、幕別町では平成28年4月1日現在、121戸が締結しています。

家族経営協定は「一度締結したら終わり」にせず、定期的に見直しをすることが大切です。お子様の結婚や進学など、家族の状況は年々変化するので、当時の協定では、きまりが不足することや現在の状況に合わなくなることがあります。

よりよい家族経営のために、家族経営協定を見直してみませんか。

—先進的な協定内容の事例—

ここでは、具体的な内容を盛り込んだ先進的な事例を紹介します。

①農業経営、家庭内での役割分担

出荷管理、簿記記帳は〇〇が行い、市場販売、運送は△△が行い、労働日誌の記帳は□□が行う。また、炊事は当番制とし、他の家事についても協力して行う。

感想 経営における自分の役割がはっきりして、仕事に取り組みやすくなった。また、役割分担に家事を含めることで、家族全員が協力している一体感が生まれた。

②毎月の収益配分

各自への収益の分配は固定給の口座振込とし、余剰金のある場合は協議の上、年齢、役割、従事状況を考慮して分配する。

感想 もらえる給料の額がはっきりしたので、趣味の予定や、将来の計画を立てやすくなった。

③将来の経営移譲

将来の経営移譲は、経営主が65歳に到達するまでに後継者に移譲する。後継者は経営移譲までに経営・管理全般、農業簿記記帳等を習得できるよう日々努める。

感想 経営移譲のタイミングを決めたことで、安心して過ごせるようになった。また、後継者も意欲を持って経営に臨むことができるようになった。

④研修

農業経営、技術に関する研修は、各夫婦が必ず年1回以上参加する。また、地域の交流会などには積極的に参加する。

感想 研修への参加により見識が深まるだけでなく、リフレッシュできることで経営への意欲が高まった。また、地域の催しに参加することにより仲間との交流が深まった。

この他にも多くの事例があります。家族経営協定の見直しにあたって、もっと事例を知りたい方や新たに締結を考えている方は、下記までご相談ください。

家族経営協定検討委員会事務局 幕別町経済部農林課農政係

TEL : 0155-54-6605 FAX : 0155-54-5564

メール : noseikakari@town.makubetsu.lg.jp



新たな収入保険制度の 加入には青色申告が必要です！



農林水産省では、現在TPP対策の柱の一つとして、新たな収入保険制度の法制化を進めています。

現行の農業共済制度は、台風など自然災害による収量の減少に限定されている上、加入品目が限られており、野菜の多くは対象外となっています。

一方、収入保険制度は、全ての農産物の生産・販売が対象となり、災害だけでなく価格低下により収入が減少した場合についても対象とする総合的な保険制度となる見込みです。

収入保険制度と農業共済やナラシ対策などの類似制度については、どちらかを選択して加入することになります。

この制度は、平成31年産農産物から適用が計画されていますが、**青色申告を行っていることが必須条件**となります。

現在青色申告を行っていない方で、収入保険制度の開始初年度から加入を希望する方については、平成29年分の所得（来年行う確定申告分）から青色申告をする必要があります。

なお、**平成29年分の所得から青色申告を始める場合は、平成29年3月15日までに、税務署にあらかじめ『青色申告承認申請書』を提出する必要があります**のでご注意ください。

【経済部農林課】

各種申請は毎月10日まで

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、賃借権、転用など）や地目変更に伴う現況証明願いの締切りは、毎月10日（閉庁日の場合は直前の開庁日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会に申請をしてください。申請書の様式は幕別町のホームページからダウンロードできます。

http://www.town.makubetsu.lg.jp/kanko_sangyo/nogyo/iinkai/kakusyuyousiki.html

・	・	・	・	・	・	・	◆
委	委	委	委	委	副	委	広
員	員	員	員	員	委	員	報
前	尾	鯖	千	國	渡	香	員
川	藤	戸	葉	枝	邊	西	◆
厚	欣	英	茂	隆	ひろ	浩	
司	二	明	喜	幸	子	志	
						武	
						夫	

全国農業新聞



全国農業新聞は農業者の公的機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。

全国農業新聞は、農業委員会で購読の申し込みを受付けています。お電話等でお申し込みください。

TEL 幕別 54-6625 忠類 8-2111

毎週金曜日発行 購読料：月 700 円[送料、税込み]

※お支払は JA の口座引落が便利です。